

改 正 案

現 行

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇十一の十九 (略)

一〇十一の十九 (略)

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備**であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十の二〇六十六 (略)

十一の二十の二〇六十六 (略)

2 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	二 試験項	三 測定器	四 特定無線設備の種別	
	目	等	(略)	第二条第一項第十一号の二十の無線設備
送信装置	(略)	(略)	(略)	(略)
搬送波を送信していない	低周波発振器電力測定	(略)	(略)	(略)

一 装置	二 試験項	三 測定器	四 特定無線設備の種別	
	目	等	(略)	第二条第一項第十一号の二十の無線設備
送信装置	(略)	(略)	(略)	(略)
搬送波を送信していない	低周波発振器電力測定	(略)	(略)	(略)

○注16

う。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17～21 (略)

ヤ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHz から 162MHz まで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz 間隔 1,001 波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は 1925.32 から 1934.68MHz のうち連続した最大 4.32MHz 幅)」のように限定された周波数範囲を発射可能な周波数の範囲に付記すること。

(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

(4) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20、第11号の20の2若しくは第11号の20の3に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に

通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17～21 (略)

ヤ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHz から 162MHz まで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz 間隔 1,001 波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。）及び搬送波の数を記載すること。

ア 718MHz を超え 748MHz 以下及び 773MHz を超え 803MHz 以下の周波数帯

イ 815MHz を超え 845MHz 以下及び 860MHz を超え 890MHz 以下の周波数帯

ウ 900MHz を超え 915MHz 以下及び 945MHz を超え 960MHz 以下の周波数帯

エ 1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下及び 1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数帯

オ 1744.9MHz を超え 1784.9MHz 以下及び 1839.9MHz を超え 1879.9MHz 以下の周波数帯

カ 1920MHz を超え 1980MHz 以下及び 2110MHz を超え 2170MHz 以下の周波数帯

4～12 (略)

4～12 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。